一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会
スクールソーシャルワーカーの基本的原理及び基本的倫理基準

＜基本的原理＞

【 社会正義 】

スクールソーシャルワーカーは，子どもの教育の社会不正義(social injustice)に取り組んでいく。

【 人権 】

スクールソーシャルワーカーは，子どもの人権侵害に取り組んでいく。

【 多様性の尊重 】

スクールソーシャルワーカーは，子どもの多様性が尊重されるように，家庭・学校・地域・社会に取り組んでいく。

＜基本的倫理基準＞

【 倫理責任 】

スクールソーシャルワーカーは，子どもの最善の利益に向けて第一の倫理責任をもつ。

【 誠実義務 】

スクールソーシャルワーカーは，人間の尊厳を尊重し，常に子どもの支援に際して誠実にその業務を行っていく。

【 秘密保持義務 】

スクールソーシャルワーカーは，正当な理由がなく，その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

【 アドボカシー 】

スクールソーシャルワーカーは，家庭，学校，関係機関，地域，社会において，子どもの社会正義のためにアドボカシーを行っていく。

【 説明責任 】

スクールソーシャルワーカーは，常に説明責任が求められる専門職であることを自覚して行動しなければならない。

【 信用失墜行為の禁止 】

スクールソーシャルワーカーの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

【 連携 】

スクールソーシャルワーカーは，その業務を行うに当たって，福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。)が総合的かつ適切に提供されるよう，地域に即した創意と工夫を行いつつ，福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

【 証拠に基づく実践 】

スクールソーシャルワーカーは，証拠に基づく実践に取り組んでいかなければならない。

【 資質向上の責務 】

スクールソーシャルワーカーは，子どもの支援に向けて，豊富な知識と技能を備え，常に専門性の向上に努めなければならない。

【 専門職として貢献 】

スクールソーシャルワーカーは，専門職の貢献(例えば，スクールソーシャルワーカーに関する啓発・研修，人材養成，行政機関や本協会への積極的支援など)に努めなければならない。

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会
スクールソーシャルワーカーの基本的原理及び基本的倫理基準について

1. はじめに

今回，ここに提示するスクールソーシャルワーカーの基本的原理と基本的倫理基準は，スクールソーシャルワーカーの倫理綱領策定に向けた基本となる原理と倫理基準である。今後，倫理綱領の策定に向けた作業を進めていくうえで，まずは一般社団法人の職能団体として発足した福岡県スクールソーシャルワーカー協会が内外に明示していくことが本策定の目的である。

では最初に，スクールソーシャルワーカーの基本的原理及び基本的倫理基準を提示するにあたっての根拠を述べていくことにする。

アメリカにおいて，1905年，スクールソーシャルワーカーの前身である訪問教師（visiting teacher）が、ニューヨークのMary MarotとEffie Abramsらによって検討されはじめる。彼女たちは，貧困家庭の子どもたちが教育を受けられるように，家庭と学校の協力関係を築くための取り組みを探究した。そして，1906年にセツルメントハウスのHartley HouseとGreenwich Houseで家庭と学校を訪問するための訪問教師活動を開始する。この二人だけの委員会には，その後他のセツルメントハウスのワーカーたちも参加し，1907年1月には公立教育協会と協力した取り組みへと広がっていく。そして，この類似した活動は1906年シカゴで，1907年にはハートフォードとボストンでも始まる。

10年後の1916年に，15名の訪問教師たちが全国組織を検討するために集い，1919年に「全国訪問教師・家庭訪問者協会」（National Association of Visiting Teachers and Home Visitors）を設立する。さらに，1929年には「アメリカ訪問教師協会」（American Association of Visiting Teachers）に名称変更される。そして，訪問教師活動の普及に伴い，訪問教師はソーシャル・ケースワーク教育のもとで養成されるようになっていく。

1929年にミルフォード会議（Milford Conference）の報告書『ソーシャル・ケースワーク：ジェネリックとスペシフィック：ミルフォード会議報告』が発行される。この会議には各専門分野の団体が集まり，それぞれの専門領域に共通する知識体系や訓練プログラムを検討していくうえで，「ジェネリック・ソーシャル・ケースワーク」の概念を示し，これに関する取りまとめを行った。そして，この会議にも訪問教師団体は参加し，会議報告書の中には「ソーシャル・ケースワーク実践の基準」の章に訪問教師に求められる知識や能力が示されている。

1942 年，アメリカ訪問教師協会は「アメリカ・スクールソーシャルワーカー協会」（American Association of School Social Workers）に名称変更され，1945 年には「全米スクールソーシャルワーカー協会」（National Association of School Social Workers）となる。ここに，訪問教師の名称は「スクールソーシャルワーカー」へと変わる。

一方，ソーシャルワーク実践に関して，1915 年の全米慈善矯正会議（National Conference of Charities and Correction）で，Flexner,A.は「ソーシャルワークは専門職なのか？」のスピーチを行う。このFlexnerのスピーチを受けて，ソーシャルワーカーたちは自らの専門性の探求と専門職教育が求められることになる。そして，Flexnerのスピーチ以降，専門職団体が組織化されていくことになる。

1916年にSocial Workers Exchangeが設立され，1921年にはアメリカ・ソーシャルワーカー協会（American Association of Social Workers）と名称変更される。1918年にはアメリカ病院ソーシャルワーカー協会（American Association of Hospital Social Workers）が設立され，後にアメリカ医療ソーシャルワーカー協会（American Association of Medial Social Workers）に名称変更される。1919年に「全国訪問教師・家庭訪問者協会」（後に全米スクールソーシャルワーカー協会），1926 年にアメリカ精神医学ソーシャルワーカー協会（American Association of Psychiatric Social Workers），1946年に全米グループワーカー協会（American Association of Group Workers）とコミュニティ・オーガニゼーション研究協会（Association for the Study of Community Organization），1949年にソーシャルワーク調査グループ（Social Work Research Group）が設立された。

そして，1955 年，これらの 7 団体が合体し，今日の全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers:NASW）となる。なお，1995 年にスクールソーシャルワーカーの全米組織化のために，「アメリカ・スクールソーシャルワーク協会」（School Social Work Association of America：SSWAA）が設立され，現在に至っている。

2. アメリカ・スクールソーシャルワーカーの倫理基準について

アメリカのスクールソーシャルワーカーやアメリカ・スクールソーシャルワーク協会は，全米ソーシャルワーカー協会（NASW）に所属しているため，NASW の倫理綱領（Code of Ethics）を基盤としている。倫理綱領とは，専門職団体が専門職としての社会的責任，職業倫理を行動規範として成文化したものである。

NASW の倫理綱領はホームページに掲示されているが，その趣旨として「ソーシャルワーカーの日常の専門職行為に対する指針となることを意図している」と記されている。そして，NASW の倫理綱領は，コア価値（Core Values），倫理原理（Ethical Principle），倫理基準（Ethics Standard）で構成されている。

全米ソーシャルワーカー協会(NASW)の倫理綱領(Code of Ethics)

＜コア価値(Core Values) ＞

価値 ： サービス

倫理原理:ソーシャルワーカーの第一の目標は，ニーズのある人々を援助し，社会問題に取り組むことである。

価値 ： 社会正義(social justice)

倫理原理:ソーシャルワーカーは，社会不正義(social injustice)に挑んでいく。

価値 ： 人間の尊厳と価値(Worth)

倫理原理:ソーシャルワーカーは，人間の生来の尊厳と価値を尊重する。

価値 ： 人間関係の重要性

倫理原理:ソーシャルワーカーは，人間関係の最重要性を認める。

価値 ： 誠実さ(Integrity)

倫理原理:ソーシャルワーカーは，信頼される態度で振る舞う。

価値 ： 専門性の向上(Competence)

倫理原理:ソーシャルワーカーは，自分のコンピテンス領域内で実践し，自分の専門職としての専門性を向上させていく

＜倫理基準(Ethical Standards)＞

1. クライエントに対する倫理責任 1.01 クライエントとの関係 1.02 自己決定 1.03 インフォームド・コンセント 1.04 コンピテンス 1.05 文化的コンピテンスと社会的多様性 1.06 利益の葛藤 1.07 プライバシーと秘密の保持 1.08 記録の開示 1.09 Sexual Relationships 1.10 身体接触 1.11 セクシャル・ハラスメント 1.12 軽蔑的言語 1.13 サービスの支払い	1.14 決定能力を欠くクライエント 1.15 サービスの中断 1.16 サービスの終結 2. 同僚に対する倫理責任 2.01 敬意(respect) 2.02 秘密の保持 2.03 学際的協働 2.04 同僚との口論 2.05 コンサルテーション 2.06 サービスの紹介 2.07 Sexual Relationships 2.08 セクシャル・ハラスメント 2.09 同僚の障がい 2.10 同僚の能力不全	3. 職場に対する倫理責任 3.01 スーパービジョンとコンサルテーション 3.02 教育と訓練 3.03 業績評価 3.04 クライエントの記録 3.05 請求書 3.06 クライエントの紹介 3.07 運営管理 3.08 教育と人材育成の継続 3.09 雇用主との関係 3.10 労務管理の口論 4. 専門職としての倫理責任 4.01 専門性の向上 4.02 差別	4.03 私的な行為 4.04 不誠実、詐欺、ごまかし 4.05 障がい 4.06 虚偽 4.07 勧誘 4.08 功績を受け入れる 5. ソーシャルワーク専門職に対する倫理責任 5.01 専門職の品位 5.02 評価と研究 6. 社会に対する倫理責任 6.01 社会福祉 6.02 国民参加 6.03 公衆の緊急事態 6.04 社会的政治的活動

NASW の倫理綱領の説明では，コア価値はソーシャルワークの使命の基盤となるものである。そして，専門職のコア価値を反映したものが倫理原理であり，ソーシャルワーク実践を導くために活用されるのが倫理基準である。この NASW の倫理綱領は，アメリカのスクールソーシャルワーカーを含む，すべてのソーシャルワーカーのための倫理綱領である。ただし，アメリカ・スクールソーシャルワーク協会(SSWAA)では，NASW の倫理基準には記載されていない，学校でのソーシャルワーク実践で求められる倫理基準を補足的倫理基準として作成している。それが以下である。

なお，Principle は「原則」「原理」と訳されるが，いずれも基本的な決まり・規則を意味する。「ソーシャルワークのグローバル定義」(2014 年 7 月)の日本語訳では，「原理」と訳されているため「原理」と訳す。

＜ アメリカ･スクールソーシャルワーカーの補足的倫理基準 ＞

【 倫理責任 】
1. スクールソーシャルワーカーは，子どもに対して第一の倫理的責任をもつ。
【 生徒の自律性(autonomy)と親の関与 】
2. スクールソーシャルワーカーは，子どもに影響を及ぼす決定においては親の参加を求め，子どもの最善の利益で取り組んでいくために，スクールソーシャルワーカーの知識とスキルをもって親のエンパワーに努めていく。
3. スクールソーシャルワーカーは，子どもの児童期から成人期への発達過程に合わせて，子どもの自律性を支援していく。また，子どもの年齢，発達，メンタルヘルスに応じて，協働的な決定プロセスを利用していく。
4. スクールソーシャルワーカーは，1)プライバシー，守秘義務，自己決定に対する子どもの法的･倫理的権利，2)クライエントのウェルビーイングを促進するためのスクールソーシャルワーカーの第一の責任，3)子どもたちへの活動に対して，情報提供と同意における親の権利，これらの3つのバランスに努める。スクールソーシャルワーカーは，ソーシャルワーカー－クライエント関係を通して,必要に応じてプライバシーの限界，守秘義務，自己決定に関して，子どもと親に情報共有を行う。
【 守秘義務 】
5. スクールソーシャルワーカーは，子どもと家族の守秘義務を保護していくために，適切で必要な対策をとる。
【 サービスへの同意 】
6. スクールソーシャルワーカーは，州法，連邦法そして地方学校区施策に一致する教育やサービスを提供するために，子どもと家族に関する情報を必要とする専門職同士でのみ情報を共有する。
7. (略)
【 アドボカシー 】
8. スクールソーシャルワーカーは，学校と地域･関係機関において，子どもと家族の権利のためにアドボカシーを行う。
【 法と施策の知識 】
9. スクールソーシャルワーカーは，1)学校でのソーシャルワークサービスの提供に関する州法，連邦法そして地方学校区施策，2)質問がある場合に補足情報を提供する信頼できる情報源について，豊富な知識を有している。
【 証拠に基づく実践 】
10. スクールソーシャルワーカーは，信頼できる妥当なスクリーニングとアセスメント手法と支援方法を利用する。
11. スクールソーシャルワーカーは，1)利用可能な証拠に基づく実践方法とプログラムを利用し，2)自らの実践に導く利用可能なデータを分析し，3)サービス改善に向けた自らの実践を定期的に評価する。
【 専門職としての貢献 】
12. スクールソーシャルワーカーは，あらゆる方法でスクールソーシャルワーカーとしての専門職の貢献(例えば，スクールソーシャルワーカーに関する啓発･研修，スクールソーシャルワーカー実習やスクールソーシャルワーカー初任者指導，行政機関や全米スクールソーシャルワーク協会への参加と積極的支援など)をする。
【 倫理的決定 】
13. スクールソーシャルワーカーは，クライエントの最善の利益に基づき，倫理的状況を支援するうえでは倫理的決定プロセスを利用する。Raines and Dibble (2011)が提案しているように，1)自己責任と専門職責任を知る，2)状況を分析する，3)コンサルテーションを求める，4)活動方針を確認する，5)臨床的問題に取り組む，6)決定する，7)支援プロセスを振り返る。

以上のように，アメリカのスクールソーシャルワーカーの倫理綱領は NASW の倫理綱領(コア価値･倫理原理･倫理基準)を基盤にし，スクールソーシャルワーカー専門職に固有の補足的倫理基準を提示しているのである。

3. 社会福祉専門職団体協議会における「ソーシャルワーカーの倫理綱領」

日本ソーシャルワーカー協会会報(2020年6月)第126号(通巻176号)にて，倫理綱領特集号が掲載されており，倫理綱領策定経緯が述べられている。これによると，2000年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW)の国際会議にて，「ソーシャルワークの定義」が採択される。これを受けて，日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけで，日本社会福祉士会，日本医療社会事業協会，日本精神保健福祉士協会の4団体(以下，SW4団体と記す)が「社会福祉専門職団体協議会」として「倫理綱領委員会」を組織し，策定作業が進められた。そして，2005年1月27日にすべての検討作業が完了し，「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として公表された。その後，各団体が正式な倫理綱領として承認・施行するに至っている。

4団体(日本ソーシャルワーカー協会・日本社会福祉士会・日本医療社会事業協会・日本精神保健福祉士協会)合同

ソーシャルワーカーの倫理綱領

2020 年5月15日最終提案

前文

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年7月)を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

原理

Ⅰ(人間の尊厳) 社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

Ⅱ(人権) 社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

Ⅲ(社会正義) 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

Ⅳ(集団的責任) 社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

Ⅴ(多様性の尊重) 社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

Ⅵ(全人的存在) 社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

Ⅰ クライエントに対する倫理責任 1.(クライエントとの関係) 2.(クライエントの利益の最優先) 3.(受容) 4.(説明責任) 5.(クライエントの自己決定の尊重) 6.(参加の促進) 7.(クライエントの意思決定への対応) 8.(プライバシーの尊重と秘密の保持)	9.(記録の開示) 10.(差別や虐待の禁止) 11.(権利擁護) 12.(情報処理技術の適切な使用) **Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任** 1.(裁量の実践を行う責務) 2.(同僚などへの敬意) 3.(倫理綱領の理解の促進) 4.(倫理的実践の推進) 5.(組織内アドボカシーの促進) 6.(組織改革)	**Ⅲ 社会に対する倫理責任** 1.(ソーシャル・インクルージョン) 2.(グローバル社会への働きかけ) **Ⅳ 専門職としての倫理責任** 1.(専門性の向上) 2.(専門職の啓発) 3.(信用失墜行為の禁止) 4.(社会的信用の保持) 5.(専門職の擁護) 6.(教育・訓練・管理における責務) 7.(調査・研究) 8.(自己管理)

2014年7月，IFSSWとIASSWの国際会議にて，2000年の「ソーシャルワークの定義」の改定案「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が採択された。この新グローバル定義を受けて，倫理綱領改定のための委員会が組織され，2020 年 5 月 15 日の委員会にて作業が完了する。そして，今回，新たな「ソーシャルワーカーの倫

理綱領」が公表された。SW4団体は同じ倫理綱領であるが，原理と倫理基準で構成されている。

4. 一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会におけるスクールソーシャルワーカーの基本的原理及び基本的倫理基準

1)スクールソーシャルワーカーの基本的原理

スクールソーシャルワーカーの役割業務は，その起源（訪問教師活動）より，子どもの教育保障を侵害する環境要因を改善し，学校と家庭の協力関係を推進していくことにある。そして，その支援では，ソーシャルワークを実践していく。したがって，スクールソーシャルワーカーは，学校におけるソーシャルワーク（学校ソーシャルワーク）を実践する専門職である。そのため，スクールソーシャルワーカーは，ソーシャルワークに関する原理（principles）を基盤とする。そして，スクールソーシャルワーカーの倫理綱領もSW4団体合同の倫理綱領と同じく,原理と倫理基準で構成していく。ただし，上述したように，倫理綱領の策定に向けて，今回示すものはスクールソーシャルワーカーの最重要な原理と倫理基準を示すことにあり，その意味で「基本的」という用語を付加している。

そこで、まずはスクールソーシャルワーカーの基本的原理についてであるが，2001 年の「ソーシャルワークの定義」では「人権」と「社会正義」が掲げられた。そして,2014 年の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では「人権」「社会正義」に加え，「集団的責任」と「多様性尊重」が掲げられた。両定義で共通するのは，「人権」と「社会正義」である。

「ソーシャルワークの定義」（旧定義）（2001 年 5 月、IFSW 及び IASSW により採択）

ソーシャルワーク専門職は，人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して，社会の変革を進め，人間関係における問題解決を図り，人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは，人間の行動と社会システムに関する理論を利用して，人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014 年、IFSW および IASSW により採択）

ソーシャルワークは，社会変革と社会開発，社会的結束，および人々のエンパワメントと解放を促進する，実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義，人権，集団的責任，および多様性尊重の諸原理は，ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論，社会科学，人文学および地域・民族固有の知を基盤として，ソーシャルワークは，生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう，人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は，各国および世界の各地域で展開してもよい。

ソーシャルワークの原理にて社会正義と人権が注目されたのは，1960 年代以降である。Reamer,F.G.（2008:143-151）によれば，1960 年代以降，アメリカ社会におけるアフリカ系アメリカ人の公民権運動や障がい者運動，フェミニスト運動，アメリカ先住民運動等が社会に大きな影響をもたらす。これらの一連の運動は，マイノリティとされてきた人たちの平等な機会の均等と個人の権利を求める運動であった。特に 1971 年に，John Rawls が『正義論』（*A Theory of Justice*）を出版し，功利主義を批判する。これにより，社会のあらゆる領域における個人の権利や自由，正義を重んずる自由主義（リベラリズム）の論争が展開されていく。この社会背景から，人権と社会正義がソーシャルワークの原理に据えられていく。そして,2001 年には IFSSW と IASSW によるソーシャルワークの定義にて，「人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤」とした。2014 年の IFSSW と IASSW による新たな「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では，「社会正義，人権，集団的責任および多様性尊重の諸原理は，ソーシャルワークの中核をなす」と示されている。

このように，人権と社会正義はソーシャルワークの原理として重視されてきた。したがって，学校ソーシャルワークを実践するスクールソーシャルワーカーの基本的原理においても，人権と社会正義は基盤となる。なお，ソーシ

ャルワークにおいて，「社会正義」(social justice)とは，Barker,R.L.(1991)は「社会のすべてのメンバーが同じ基本的権利,保護，機会，義務,社会的恩恵を得ている理想的な状態」と定義づけている。

スクールソーシャルワーカーの役割業務が子どもの教育を保障することであるが，これは子どもたちが平等に教育を受ける機会や権利が保障されることを目指すものである。しかし，スクールソーシャルワーカーの起源である訪問教師の活動に見るように，訪問教師は貧困家庭において子どもが平等に教育が受けられない社会不正義に取り組んでいった。今日のわが国においても不登校等，子どもが等しく教育を受ける機会や権利が侵害されている状況がある。その教育上の社会不正義にスクールソーシャルワーカーは取り組んでいくのである。

「人権」は，1948 年 12 月 10 日の国連第 3 回総会にて採択された「世界人権宣言」に基づく。この宣言のもとで，1989 年 11 月 20 日に第 44 回国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択された。児童の権利に関する条約では，子どもには生きる権利，育つ権利，守られる権利，参加する権利等がある。しかし，児童虐待やいじめ，不登校，偏見，差別等，子どもの人権を侵害する状況がある。そのため，スクールソーシャルワーカーは子どもの人権侵害に取り組んでいくのである。

さらに，学校教育現場においては，子ども一人ひとりの多様性が尊重されることが大切である。例えば，カナダ・オンタリオ州では，2009 年に多文化教育関連政策として「公正とインクルーシブ教育」を公表した。「公正」(equity)とは，「すべての生徒に対して公平に包括的に敬意をもって処遇すること。公正とは，生徒個々の差異に同等に配慮して対応していくこと」を意味する。また，「インクルーシブ教育」(inclusive education)とは，「すべての生徒を受容し包摂する原理に基づいた教育である。生徒はこの教育を通して，多様性が尊重されること，生徒一人一人すべてが尊重されること」を意味する。そして，「公正とインクルーシブ教育」は，多様な背景を持つすべての子どもが差別・偏見や障壁のない安全な学校で安心して学べることを目指している。なお，多様性の次元は限定されないが，祖先，文化，民族，ジェンダー，ジェンダーアイデンティティ(性同一性)，ジェンダー表出，言語，身体能力と知的能力，民族，宗教，性，性志向，社会経済的状態などを含む。

このオンタリオ州の「公正とインクルーシブ教育」の趣旨に則り，わが国においてもスクールソーシャルワーカーは，障がい，LGBTQ，ニューカマー，その他，一人ひとりの子どもの多様性が尊重される学校教育環境になるよう取り組んでいく必要がある。そのため，スクールソーシャルワーカーの基本原理に「多様性の尊重」(respect for diversities)を掲げる。

以上から，スクールソーシャルワーカーの基本的な原理として，「社会正義」「人権」「多様性の尊重」の3つを掲げる。今後，これ以外の基本的原理，例えば，NASW のコア価値や「ソーシャルワークのグローバル定義」での「集団的責任」，SW4団体合同の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の原理等については，大いに参考にしながら検討していくことになる。なお，NASW と SW4 団体合同におけるソーシャルワークの原理は，以下の通りである。

＜「ソーシャルワーカーの原理」対照表＞

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」における「原理」	NASWの「コア価値」及び「倫理原理」	SW4 団体合同の「ソーシャルワーカーの原理」	本協会での「スクールソーシャルワーカーの基本的原理」
社会正義	社会正義	社会正義	社会正義
人権		人権	人権
集団的責任		集団的責任	
多様性の尊重		多様性の尊重	多様性の尊重
	サービス		
	人間の尊厳と価値	人間の尊厳	
	人間関係の重要性		
	誠実さ		
	専門性の向上		
		全人的存在	

2)スクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会の正会員(社員)の入会基準は，社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格を有することである。そのため，社会福祉士においては，「社会福祉士及び介護福祉士法」

（昭和六十二年五月二十六日）（法律第三十号）の「第四章　社会福祉士の義務等」が，精神保健福祉士においては「精神保健福祉士法」（平成九年十二月十九日）（法律第百三十一号）の「第四章　義務等」において，「誠実義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密保持義務」「連携」「資質向上の責務」が掲げられている。そのため，スクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準としても，これら5つの義務を遵守しなければならない。

＜　社会福祉士及び介護福祉士法　＞

【　第四章　社会福祉士の義務等　】

（誠実義務）

第四十四条の二　社会福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第四十五条　社会福祉士は、社会福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第四十六条　社会福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

（連携）

第四十七条　社会福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

（資質向上の責務）

第四十七条の二　社会福祉士は、社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

＜　精神保健福祉士法　＞

【　第四章　義務等　】

（誠実義務）

第三十八条の二　精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十九条　精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第四十条　精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

（連携等）

第四十一条　精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

２　精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

（資質向上の責務）

第四十一条の二　精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

なお，NASW及び SW4 団体合同の倫理綱領における5つの義務の位置づけは以下の通りである。

上記5つの義務以外でのスクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準においては，スクールソーシャルワー

カーの発祥地であり，スクールソーシャルワーカーとしての専門職を牽引してきたアメリカ・スクールソーシャルワーク協会（SSWAA）の「スクールソーシャルワーカーの補足的倫理基準」を大いに参考にしていくことにする。

そこで，この補足的倫理基準より，「倫理責任」「アドボカシー」「証拠に基づく実践」「専門職への貢献」を掲げる。その理由は以下による。

① 倫理責任

スクールソーシャルワーカーは子どもを第一の支援対象とし，児童の権利に関する条約に基づき，児童の最善の利益に取り組むため，「倫理責任」を選択した。

② アドボカシー（advocacy)

ソーシャルワークにおいて，アドボカシーは「クライエントの抱える問題を改善していくうえで，クライエントのために意見を述べたり，クライエントの権利を保障していくこと」である（Barker,2003）。ソーシャルワークでは、クライエントの社会正義のためにアドボカシーを実践していく。

例えば，子どものアドボカシーの歴史として，Florence Kelly（1859-1932）の活躍がある。彼女の父親は，厳格な廃止論者(abolitionist)であった。父親は娘Kellyを連れて何度も，危険な状況下で鋼鉄工場やガラス工場で働く子どもたちを見せに行った。この訪問の影響によって，Kelly は児童労働改革のためのアドボカシーに取り組むことなる。1891 年，Kelly は Jane Addams のハルハウスに参加する。ハルハウス近辺の工場の労働状況を視察調査する中で，劣悪な状況で働く 3～4 名の子どもたちを見つけ，その実態調査報告書を州に提出する。その結果，イリノイ州にて14歳以下の子どもの雇用を禁じる最初の工場法が制定された。その後，彼女は1899年にニューヨーク市の Henry Street Settlement に移るが，1902 年にニューヨーク児童労働委員会（New York Child Labor Committee）の組織化を支援し，1904 年に全国児童労働委員会（National Child Labor Committee）の創設者となった。この全国児童労働委員会の使命は，児童労働を終結することと，すべての子どもたちの義務教育を保障することであった。

スクールソーシャルワーカーの起源である訪問教師も，家庭や学校を訪問し，子どもの教育保障のために取り組んでいった。この活動もアドボカシーといえる。そのため，スクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準として，アドボカシーが欠かせないため選択した。

③ 証拠に基づく実践（Evidence-Based Practice）

アメリカでのスクールソーシャルワーカーや学校ソーシャルワークに関する代表的な研究雑誌 *Children & Schools* において，2001 年 3 号にて編集長である Franklin,C（2001）は学校ソーシャルワーク実践の今後の研究課題は「証拠に基づく実践」（EBP）であることを提言し，2004 年 26 巻 2 号で EBP の特集を組んだ。このことが影響し，*Children & Schools* では EBP の研究テーマが 2003 年～2007 年で多く取り上げられた。また，SSWAA においても，近年スクールソーシャルワーカーに期待される実践モデルの重要要素として，「家庭－学校－コミュニティの連係(linkages)」「教育権とアドボカシー」「データに基づく決定」「倫理ガイドラインと教育施策」とし，スクールソーシャルワーカーの EBP を提言している。

EBP について，Rainse,J.C.（2004）は「クライエントの利益を最善におき，科学的根証拠に基づく実践者は絶えずクライエントにとってどのような直接実践が重要かを自問し，その自問に対して現状での客観的で効果的な最善の科学的証拠を探求し，その科学的証拠によって導かれた適切な支援を生涯学習のプロセスを通して追及していくこと」と定義づけている。この定義に基づくと，子どもへの支援方法に関して，スクールソーシャルワーカーは常に自己の専門性の向上に努めなければならない。また，EBP に関する研究成果は常に進展しており，その成果を学ぶことで，スクールソーシャルワーカーは効果的な支援プログラムを知ることができる。

スクールソーシャルワーカーは，子どもへの学校ソーシャルワークにおける「最善の実践」（best practice）を行っていくためには，EBP を志向していくことが大切である。この趣旨より，スクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準に「証拠に基づく実践」を選択した。

④ 専門職への貢献

SSWAA の補足的倫理基準では,「専門職への貢献」の解説として,「スクールソーシャルワーカーは, あらゆる方法でスクールソーシャルワーカーとしての専門職の貢献(例えば, スクールソーシャルワーカーに関する啓発・研修, スクールソーシャルワーカー実習やスクールソーシャルワーカー初任者指導, 行政機関や SSWAA への参加と積極的支援など)をする」としている。この「専門職への貢献」内容は, スクールソーシャルワーカーの職能団体である本協会においても賛同できるものであるため, この倫理基準を選択した。

なお, その他の倫理基準「子どもの自律性と親の関与」「サービスの同意」「法と施策の知識」「倫理的決定」であるが,「子どもの自律性(Autonomy)と親の関与」では子どもの自己決定を尊重し, 子どもに影響を及ぼす決定においては親の参加を求めていく倫理基準である。しかし, 子どもの教育保障に向けた親の関与のあり方については, 日本の学校教育法とアメリカの義務教育法(compulsory education act)の違いがあるため, この倫理基準の選択は今後検討していく必要があるといえる。

「サービスの同意」(Consent for Services)の倫理基準は,「スクールソーシャルワーカーは, 州法, 連邦法そして地方学校区施策に一致する教育やサービスを提供するために, 子どもと家族に関する情報を必要とする専門職同士でのみ情報を共有する」と内容説明がある。しかし, 日米での福祉サービスの違いがあるため, この倫理基準の選択も今後検討していく必要がある。

「法と施策の知識」の倫理基準は, その内容説明から「資質向上の責務」と同じ趣旨であるため, 選択から外した。

「倫理的決定」の倫理基準は,「スクールソーシャルワーカーは, クライエントの最善の利益に基づき, 倫理的状況を支援するうえでは倫理的決定プロセスを利用する」である。しかし, 現状ではどのような倫理的状況に対して, どのような倫理決定プロセスを活用していくのかといった実践的積み上げが, わが国でのスクールソーシャルワーカーにはまだ未着手の分野であるため, この倫理基準の選択も今後検討していく必要がある。

一方, NASW は「学校ソーシャルワーク・サービスのための基準」を 2012 年に公表している。以下に示すように, 3 つの指針と 11 の基準を掲げている。ソーシャルワーカーの原理としての「社会正義」や, 倫理基準としての「アドボカシー」「専門職の向上」などもみられる。この「学校ソーシャルワーク・サービスのための基準」の中から, 倫理基準として,「説明責任」(accountability)を選択する。「説明責任」に関連するものは,「基準7: 業務管理」である。では, その選択の理由を述べていく。

NASW Standards for School Social Work Services（2012）

＜指針＞（Guiding Principle）

以下の指針は，スクールソーシャルワーカーが実践で取り組むものである。

1. 教育／学校改革（Education/School Reform）

スクールソーシャルワーカーは，学校システムが平等な教育機会，社会正義，学習への障壁の除去のために計画された連邦・州・地方の権限の期待に添えるように活発に支援していく。

2. 社会正義（Social justice）

平等な教育機会の継続に向けて，スクールソーシャルワーカーは生徒，保護者，地域，管理職，教師，他の学校職員と協働していくことが重要である。

3. 多層介入（Multitier Interventions）

多層モデルは予防と介入に関して 3 層からなる。第 1 層は，学校全体の予防プログラムである。第 2 層は問題行動を減らし，肯定的行動や学業，社会的情緒面を増進するために，小集団での短期介入である。第 3 層は，慢性的に深刻な学業面・行動面・社会的情緒面の問題をもつ生徒への個別介入である。

＜基準＞（Standards）

この基準の目標は，スクールソーシャルワーカーが提供するサービスの範囲を明確にするためのものである。

基準1：倫理と価値（Ethics and Values）

スクールソーシャルワーカーは，NASW 倫理綱領を活用しなければならならない。

基準2：資格（Qualifications）

スクールソーシャルワーカーは，NASW が示す専門職実践の条件を満たさなければならない。

基準3：アセスメント（Assessment）

スクールソーシャルワーカーは，生徒の社会性・情緒・行動・学業が改善することを目標に，個人，家族，団体のアセスメントをしなければならない。

基準4：介入（Intervention）

スクールソーシャルワーカーは，介入に際しては証拠に基づく実践をしなければならない。

基準5：決定と実践評価（Decision Making and Practice Evaluation）

スクールソーシャルワーカーは，サービスを導入したり，定期的にサービスの改善や拡充を評価するために，データを活用しなければならない。

基準6：記録保持（Record Keeping）

スクールソーシャルワーカーは，学校ソーシャルワークサービスの計画，実行，評価に関連する適切なデータと記録を保持しておかなければならない。

基準7：業務管理（Workload Management）

スクールソーシャルワーカーは，業務する学校に自分の責任を果たし，自分の役割を明確にするために，自分の業務を管理しておかなければならない。

基準8：専門職の向上（Professional Development）

スクールソーシャルワーカーは，生徒とその家族への適切なサービスを提供していくために，自己の知識と技能を継続的に向上していかなければならない。

基準9：文化的コンピテンス（Cultural Competence）

スクールソーシャルワーカーは，生徒とその家族が多文化的コンピテンスに配慮してサービス提供がなされることを保証しなければならない。

基準 10：学際的リーダーシップと協働（Interdisciplinary Leadership and Collaboration）

スクールソーシャルワーカーは，肯定的な学校風土を学校管理職や教職員，家族，地域の専門職と協働して築いていくために，リーダーシップをとらなければならない。

基準 11：アドボカシー（Advocacy）

スクールソーシャルワーカーは，生徒の平等な教育保障のために，アドボカシーに従事しなければならない。

⑤ 説明責任

スクールソーシャルワーカーは学校という公的な組織の一員であることから，その社会的活動においては子どもだけでなく，学校・家庭・地域に対しても適宜必要な情報を適切な表現や方法を用いて，自らの行動の内容や結果の説明を行う責任がある。スクールソーシャルワーカーはそのことを日ごろから意識して，ソーシャルワーク業務を遂行していくことが求められる。2012 年に NASW が提案した「学校ソーシャルワークサービスのための基準」での「基準7： 業務管理」には，「スクールソーシャルワーカーは，説明責任（accountability）を示し，業務を遂行しなければならない」と記されている。スクールソーシャルワーカーの業務は学校内に止まることなく，福祉・医療・司法などさまざまな専門機関と連携を行う。すべては個人の判断や単独の行動ではなく，チームを基調とした多職種協働のなかでマネジメントが行われ，その役割を果たしていくことがスクールソーシャルワーカーには求められる。子どもの教育保障に向けて展開される支援の過程や結果においては，スクールソーシャルワーカーは常に専門的立場から証拠に基づいた説明を行う責任があることを自覚的に捉えて行動しなければならない。以上のことから，「説明責任」をスクールソーシャルワーカーの基本的倫理基準として選択した。

以上，一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会では，「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」，SSWAA の「スクールソーシャルワーカーの補足的倫理基準」，NASW の「学校ソーシャルワークサービスのための基準」，及び「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」の「義務等」を基盤に，スクールソーシャルワーカーの3つの基本的原理と 10 の基本的倫理基準を掲げることにした。

5. 最後に

1955 年にアメリカで NASW が設立し，1960 年には 14 項目からなる最初の倫理綱領が示された。そして 1967 年に最初の倫理綱領の改定がなされ，1 つの項目が追加された。さらに，1979 年の改正では，倫理綱領の構成が大きく変わる。すなわち，5 つの原理（Propriety, Competence and Professional Development, Service, Integrity,Scholarship and Research）と 5 領域の倫理基準で構成されたのである。1990 年と 1993 年は，1979 年版を基本とした修正がなされた。そして，1996 年の改正では 1979 年版の 5 つの原理が大きく見直され，6つの原理（Service, Social Justice, Dignity and Worth of the Person, Importance of Human Relationships, Integrity, Competence）となった。この倫理綱領にて「社会正義」と人権に関する「人間の尊厳と価値」の原理が入った。また，倫理基準は 5 領域から 6 領域となり，その内容も大きく変更されている。その後 1996 年版を基本に 1999 年と 2008 年に修正がなされ，今日に至っている。

このように，NSAW の倫理綱領も 14 項目から始まり，社会変化の流れに沿い，60 年の歳月を重ねながら，委員会内で検討をされ，変更が加えられ，今日に至っているのである。したがって，今回，本協会が提示するスクールソーシャルワーカーの基本的原理と基本的倫理基準も最初の第一歩であり，今後，より良い倫理綱領の策定に向けて検討され続けていくことになるといえる。

＜引用文献＞

Barker,R.L.(1991). The Social Work Dictionary(2nd ed.). NASW Press,p.33.

Franklin,C（2001）. Onward to evidence-based practice for schools. *Children & schools*, 23(3),131-134.

Rainse,J.C.（2004). Evidence-based practice in school social work:A process perspective. *Children & schools*,26(2),71-85.

Reamer,F.G.(2008). Ethics and Values.*Encyclopedia of Social Work*(20th),volume 2. NASW Press,pp.143-151.